

平成20年第1回豊後高田市議会定例会会議録(第2号)

議事日程〔第2号〕

3月11日(火曜日)午前10時 開議

開議宣告

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(22名)

- | | |
|------|-------|
| 1 番 | 近藤紀男 |
| 2 番 | 成重博文 |
| 3 番 | 安達隆 |
| 4 番 | 尾上真一 |
| 5 番 | 山田秀夫 |
| 6 番 | 松本博彰 |
| 7 番 | 中山田健晴 |
| 8 番 | 河野徳久 |
| 9 番 | 明石光子 |
| 10 番 | 土谷力 |
| 11 番 | 村上和人 |
| 12 番 | 鷺海政幸 |
| 13 番 | 後藤龍太郎 |
| 14 番 | 安東正洋 |
| 15 番 | 北崎安行 |
| 16 番 | 川原直記 |
| 17 番 | 河野正春 |
| 18 番 | 山本博文 |
| 19 番 | 菅健雄 |
| 20 番 | 堂園慶吾 |
| 21 番 | 徳永浄 |
| 22 番 | 大石忠昭 |

欠席議員(0名)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	増田正義
議事係長	清水栄二
書記	安藤雅俊
書記	近藤浩二

説明のため議場に出席した者の職氏名

市長	永松博文
副市長	都甲昌勲

会計管理者兼市参事兼会計課長

青野素久

市参事兼総務課長

佐藤良雄

市参事兼真玉市民センター長

北崎順一

市参事兼香々地市民センター長

小野俊久

市参事兼環境課長

水江義和

プロジェクト推進課長

中嶋栄治

財政課長

野村信隆

税務課長

河野清一

市民課長

河野三男

福祉事務所長

大園栄治

保険年金課長

尾造正直

子育て・健康推進課長

安東良介

商工観光課長

桑原茂彦

農林振興課長

小野彰

農地整備課長

尾形雄治

建設課長

奥田秀穂

下水道課長

高瀬日出男

消防本部消防長

安藤義文

総務・法規係長

久保健一

秘書広報係長

川口達也

子育て支援係長

山田真一

教育庁

教育長

都甲桂一

総務課長

安東洋義

学校教育指導室長

早田義司郎

議長(中山田健晴君) 皆さんおはようございます。

会議を開く前に皆さんにお知らせ、ご了承願います。本日は、ビデオ試し撮りのため、NTTの職員の方入場させてますんで、ご了承願います。

これより本日の会議を開きます。

議長(中山田健晴君) 日程第1、一般質問を行います。

この際申し上げます。

各議員の発言は、申し合わせの発言時間内においてお願いいたします。

また、質問は通告に基づき行ってください。

一般質問通告表の順序により発言を許します。

3月11日

議長（中山田健晴君） 3番安達 隆君。

3番（安達 隆君） 皆さんおはようございます。
3番議席の安達でございます。

火葬場の建設についてと学校給食の食材について一般質問をいたします。

先般、火葬場の建設について聞き取り調査の際に、環境課長がお見えになりまして、非常に顔色がよかったです。私としては、もう3回、適地の選定に3回ちょっと滑ってるので、4回目もないだろうということで今日の質問を出したわけではありますが、非常にうまくいっているようで、もう頑張ってもらいたいという気持ちでいっぱいです。しかしながら、現在選定中のところは、適地であっても最適地ではないということ、ここで訴えたいということがございます。

それでは、火葬場の建設について、質問いたします。

この件に関しては、倉田市長時代からの懸案事項であり、真玉、香々地との1市2町の合併後、豊後高田市火葬場建設候補地選定委員会を立ち上げ、新豊後高田市にふさわしい立派な火葬場を建設しようと動き出したことは評価しますが、適地の選定にあまりにも時間がかかり過ぎています。市民にとっては、なかなか情報が入りにくい、そして、そういった中でも、火葬場の建設といった問題は、市民の市政に向けた一大関心事であります。

先般、会派の研修で、本市と同規模の火葬場を見学してきました。旧火葬場の跡地に立派な建物で再構築していました。観念論的に言えば、霊の宿る場所、あるいは聖なる地に再構築したわけです。

旧豊後高田市の火葬場は、来縄の千部山の麓にあるので、通称「千部の火葬場」と呼ばれてきました。また、千部の頂上付近には観音堂があり、桜の時期には相撲大会が行われたりしていました。観音堂自体ももう老朽化しておるんですが、その建設者はある元海軍下士官でありました。戦後、戦没された英霊たちを供養すべく、心ある人たちを募って開墾し、観音堂を建立し、地域を聖地として高田の市民の心の中に位置付けました。それから60年近く経過する中で、市民にとって、千部山自体が聖なる地として崇められてきました。千部の地に火葬場を建設することが、市民の総意であり、最適地であるのではないかと考えますが、答弁をお願いいたします。

そして、学校給食の食材について。

現在、餃子問題から燃え上がった中国産の製品へ

の不信感はとどまることを知りません。本市は地産地消を謳ってききましたが、内容はそううまくはいかない状況下にあります。それは単価の点からきていまして、国産品と比べると、中国産の製品は2分の1から10分の1の安さであります。食材の仕入れ単価が倍ぐらいに跳ね上がり、給食費の値上げをしなければやっていけないと推察されます。

3年ぐらい前に、県のヘゲモニーのもとに、市場の合併問題がありましたが、地産地消の大黒柱として、高田魚市場、高田中央青果は、地域の零細農業者と共に歩み続けています。学校給食について、地産地消を謳い実行するならば、教育委員会は農林振興課とスクラムを組み、魚市場、青果市場、農協そして農家に呼びかけ、安心・安全のシステムを作るよう努力すべきではありませんか。

季節によってできる野菜、果物、水揚げされる魚等は、毎年大体決まっています。季節はずれなものは単価が上がります。季節に合わせて仕入れをすることが大事であり、上手な仕入れになります。これも、各給食をする場所の栄養士の腕にもかかってくるということです。そしてまた、学校給食用の米は外部から購入しているとお聞きしましたが、米は単価が変わらないはずなのに、なぜ高田産米を使わないのでしょうか。お聞きします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（中山田健晴君） 市長永松博文君。

市長（永松博文君） 安達議員の火葬場建設についてのご質問にお答えいたします。

人生の終焉の場としてふさわしい、そしてまた豊後高田の顔としてふさわしい新火葬場の建設ということは、市民の皆さんが強く要望しておることだと私も充分承知しております。現在まで、建設候補地に適した場所を選定し、市民の皆さんに一日も早くお知らせできるように、最大限の努力をしていますが、残念ながら建設候補地につきましては、今議会もご提示ができませんでした。

新火葬場建設候補地につきましては、先の定例会の提案理由説明でもご説明申しましたように、市内の小田原地区の農免道路沿いの山林を候補地として取り組んでまいりましたが、小田原地区の方々の同意を得ることができませんでした。しかしながら、同地区が適地であるという考えは変わっておりませんので、今回、地区住民の皆さんのご意見とご要望を勘案して、前回の候補地より300メートル程度高田寄りの森、佐野地区の境界に位置する道路から

見えない山林を適地として判断し、いま考えているところでございます。現在、新しい建設候補地につきましては、関係する地区で説明会を開催してきたところでございます。私も地区説明会には出席いたしまして、多くの皆さんより貴重なご意見を伺うことができました。

今後につきましては、関係地区の方々に、火葬場建設にご理解とご協力をいただけるよう、近隣の火葬場の実状を見ていただくために、火葬場の現地視察を実施してまいりたいと考えております。

火葬場建設の取組経緯などにつきましては、担当課長から答弁させます。その他ご質問につきましては、教育長、ほかに課長から答弁させますのでよろしく申し上げます。

議長（中山田健晴君） 教育長都甲桂一君。

教育長（都甲桂一君） 安達議員の学校給食の食材について、地産地消をどのように考えているかについてのご質問にお答えいたします。

学校給食の実施に際しましては、園児・児童・生徒に対し、安全で安心な食材を使用した学校給食を提供することが必要不可欠だと考えています。そのため、生産者の顔が見える地元産の食材を使用するということが、重要なことだと思っています。

教育委員会といたしましても、学校給食を実施するにあたり、これまで、可能な限り地元産の食材使用に努めてまいりました。具体的には旬の野菜、みかん、いちご、それから米等は、現在も地元産のものを学校給食に採り入れ、実施しているところがあります。

ご案内のとおり、学校給食は年間を通じて実施しなければならないことから、時期的要素、価格、数量などの面から、すべてを地元産の食材を使用することは困難であります。しかしながら、旬のものを献立に入れる工夫をすることにより、地元食材を使用することが可能となりますので、今後におきましても、農林振興課と連携を図りながら、地産地消を推進していきたいと考えています。

以上でございます。

議長（中山田健晴君） 市参事兼環境課長水江義和君。

市参事兼環境課長（水江義和君） 火葬場建設についての火葬場の取組経緯について、お答えいたします。

合併前の新火葬場建設の取組みにつきましては、当初、平成8年に西高ビジョン振興会議で懸案事項

として採り上げられました。その後、平成12年5月に旧豊後高田市、旧真玉町、旧香々地町、旧大田村の各助役で組織する「西高地域火葬場建設推進委員会」を設置して、近隣市町村の火葬場の現地調査などを行い、新しい火葬場の建設規模など概要についても検討して、候補地選定に向け取り組んでまいりました。

さらに、合併前においても、旧市町有地の中で適地と思われる候補地について、現地調査を行い、検討してまいりましたが、選定には至らず、新市の合併となり、現在に至っているところでございます。

以上でございます。

議長（中山田健晴君） 安達 隆君。

3番（安達 隆君） 再質問というか、要望いたします。旧豊後高田市では、死んだら千部とか、あんた方ん親父は、最近見らんかったら千部に行ったよとかいう、ことわざになるんですか、こんな感じでしゃべります。千部山自体が聖なる地なのであります。現在地に、来縄の千部に火葬場を建設すれば、葬斎場からも近く、斎場ですね、斎場からも近く、213号線も近く、市内からも同様に近く、市外から来られる方にも非常に便利なものがあります。千部の地に火葬場を再構築することが、市民の総意と考えます。

ただ今4度目の選定ということでございます。4という字はどうも好かないので、5度目の選定ということで、どうか最適地として千部山をお願いしたい。そして千部山の頂上の観音堂付近を所有している方が、市のほうがきちんと管理してくれるなら寄付してもいいんだということを言ってるということは、先般、六郷という焼酎の試飲会のときに副市長にもお伝えしていることであります。

どうかよろしくご高察のほどお願い申し上げて、質問を終わります。

議長（中山田健晴君） 会議を続けます。

10番土谷 力君。

10番（土谷 力君） 10番土谷 力です。通告書に基づいて質疑を行います。

まず最初に、大分北部中核工業団地の約92ヘクタールで17区画ありますが、全体的に見ますと、いま、北九州、北部九州に自動車産業や精密機械産業が集積をしております。その関係で、大分北部中核工業団地には、精密部品メーカーや自動車部品メーカーの進出が行われております。昨年の10月に、11社目となる東海ゴム工業、本社愛知県ですけれ

3月11日

ども、進出が決まり、残りが3区画となりました。

そこで、今日までの自動車産業や精密機械機器産業の進出の現状について、その経過についてお尋ねします。

それから、その進出企業の中に、株式会社九州ケミカルがありますが、この会社は硬質メッキ等を扱う工場と聞いています。市民の中には、公共下水道で処理をしているけれども、その処理に対して、放水先が海なので危ぶむ声があります。そういう危ぶむ声に対して、公害の問題にも、工業下水道法の点にも、どういう配慮をして選定したのか、その点をお尋ねします。

それから、進出企業による地域社会への影響についてですが、地域経済の浮揚はもとより、発展や雇用の場が創出されることは重要だと考えています。その点、現実的にはどのようになっているかお尋ねします。

その後の今後の取り組みについてですが、工業団地の優位性や利便性、将来性について、どのように考えているかお尋ねします。

立地企業への支援策は、支援はどのようになっているかお尋ねします。

次に、農業問題についてお尋ねします。

政府は、6月に、農地を中心とした大規模な改革、骨太方針を決定しましたが、その後の参議院選の結果によって、農水族議員等から、小規模農家への配慮が求められました。農水省は、品目横断的経営対策において、担い手農家の要件を緩和し、2007年の11月には農地対策において有力な農業の担い手とされる一般企業の取り扱いをばかし、企業参入ということばも省いています。「農業経営に意欲のある者等」というような新規加入のことばに置き換えています。

このように、猫の目のように変わる農政により、農家は大変混乱をしております。それによって、農政に対する不信に陥っている現状です。当市としましては、このような国の猫の目の農政をどのように捉え、本市農業を誘導していく所存ですか、その基本方針についてお伺いします。

次に、教育問題についてお尋ねします。

昨今、子どもを取り巻く危機的な状況については、大変憂慮するものがあります。いじめ問題につきましては、第3のピークといわれる2006年からの現在、増大しております。いじめの高学齢化、加害者、被害者の激しい入れ替わり、これはネットによ

るいじめの場合には、加害者と被害者が激しく入れ替わる特徴が見られます。本市において、いじめの現状とそれに対してどのように対応していますか、お伺いします。

次に、不登校についてお尋ねします。

不登校についても現在増加しているようです。その原因については、文部省は2007年8月の発表では、いじめによるものが3.2パーセント、4,688人と言っております。不登校の原因については、いじめやその他の理由がたくさんあると思いますが、その他の原因についてどのようなものがあるかお尋ねします。また、本市における状況とそれに対する取り組みについてもお尋ねします。

次に、宇佐養護学校の高田方面通学路の確保についてお尋ねします。

昨年、通学関係者、保護者の皆さんで、通学路が大変不便で、保護者が1日4時間かけての送り迎えをしなければならない。その問題をどうしても解消するためには、通学スクールバス等がほしいということでございました。もちろん中津方面については、スクールバスがあったんですが、宇佐、高田、国見方面については、スクールバスがありませんでした。

そこで、父兄の方々が、1万1,000人の陳情書を集め、市の教育委員会、県の教育委員会に陳情をいたしました。市の都甲教育長の大変な努力で、先月、大分県知事の査定の中で、当初ジャンボタクシーの借り上げを考えて検討してたんですけども、スクールバスが決定いたしております。ジャンボタクシーでは5~6人しか対応ができなかったんですけども、15人から16人ぐらいの皆さんが通学を確保できた、そういう状況であります。そこで、今後、宇佐養護学校の通学者に対する確保に対して、市の教育委員会としては、どういう取り組みをしていくのかお尋ねいたします。

次は、給食費の問題でございますけれども、この給食費の問題につきましては、過去何度も議論されてるところでございますけれども、豊後大野市で法的な措置で行うと、そういう新聞報道がありましたし、全国的にもこの問題は報道されて、問題をもたれております。

そこで、本市においてどのような状況にあるのか。原因は何なのか。

聞くとところによれば、支払う能力があるのに支払わない、そして、自分の子どもが卒業してしまう、それまで粘るんだというような方もいらっしゃるよ

うでございます。卒業してしまえば支払わないでいいということになると、やっぱり公平性の問題で問題があると思います。この取り組みに対してどういう取り組みを行っているのかお尋ねいたします。

議長（中山田健晴君） 市長永松博文君。

市長（永松博文君） 土谷議員の農政に対するご質問に私のほうからお答えさせていただきます。

近年、農政政策は大きな転換期を迎え、国は平成17年3月に「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定し、その閣議決定を受けて、農林水産省は平成17年10月に品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・水環境保全向上対策の三つの柱とした「経営所得安定対策等大綱」を定めたところであります。

これらの対策は、これまでほとんどの農家を対象とし、補助金のばら撒きと批判を受けた施策から脱却し、対象者を認定農業者や集落法人組織等に絞るとともに、環境対策等に取り組むものであり、平成19年度から本格実施されたものであります。

また、19年6月には、農地を中心とした大規模な改革、骨太方針07を閣議決定いたしました。しかし、議員ご指摘のとおり、同年の11月に示された農林水産省の基本方針では、トーンダウンした内容になっており、品目横断的経営安定対策も「水田経営所得安定対策」へ名称を変え、対象農家の基準も見直されようとしているなど、末端行政に携わる市といたしましても大変困惑をいたしております。

しかしながら、豊後高田市といたしましては、限られた担い手だけに施策を集中するという国、県の方針に追随するだけでなく、市としての独自性の発揮に努めております。

具体的には、平成18年度から新たに小規模農家や定年帰農者への小規模ハウス助成や、シルバー人材センターを活用した農作業の受託、カリスマ農家を活用した野菜、果樹の栽培等指導などを行う、多様な担い手育成対策事業等に取り組んでまいりました。

また、単に集落営農組織を推進するだけでなく、地元の加工者との連携による加工野菜栽培など、新たな取り組みも進めているところでございます。

しかし、農家所得を考えた場合、国の施策の大きな変革には対応せざるを得なく、その内容を正確に理解していただけるよう、農家の皆さんに伝えているところでございます。

限られた市財政の中でありますが、知恵を出し今

後とも農家の皆さんの所得向上と農村環境の保全を基本方針として、市農政を進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

その他のご質問につきましては、教育長並びに担当課長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

議長（中山田健晴君） 教育長都甲桂一君。

教育長（都甲桂一君） 土谷議員の教育問題に係るご質問にお答えいたします。

まず、いじめの問題でございますけれども、いじめは、自分より弱い者に対して、一方的に身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じるものであります。昨年度来、いじめを苦にしての自殺が続発する等、いじめが大きな社会問題となっております。

本市での平成18年度のいじめの発生件数は、小学校で15件、中学校で5件であり、冷やかしからいじめ、悪口が最も多く、次に、仲間はずし、集団による無視などでした。いじめられた児童・生徒に対しては、学級担任等が面接をし、心のケアを継続的に行っています。また、いじめた児童・生徒に対しては、学級担任等が状況を聞き、指導を行っています。さらに、保護者にも連絡をし、再発防止に向けた指導を家庭でもお願いしてきました。

このように、各学校では、いじめが発覚した場合は、即座に対応していますが、児童・生徒一人ひとりが、楽しく充実した学校生活を送れるよう生活ノートや個別面談を通して児童・生徒の日々の実態把握に努めるとともに、アンケート調査等も実施し、いじめの発見、早期解決に努めています。

また、中学校にはスクールカウンセラーも配置されており、悩みの相談もできる体制をとっています。さらに、月1回の校長会の中で、教育相談員から生徒指導のあり方等についての話を聞き、いじめのない学校づくりに努力いたしております。

次に、不登校問題についてであります。ここ数年減少傾向にあった不登校児童・生徒数は、平成18年度の国の調査では、前年度比で3.7パーセントの増加となっております。本市の今年度の不登校児童・生徒数は、小学校で5名（0.3パーセント）、中学校で11名（1.5パーセント）となっております。市が開設している適応指導教室ピリープに通級している児童・生徒や、教室には入れないが保健室等で学習をしている児童・生徒が大部分であり、現時点で家に引きこもっている児童・生徒の数は2名であります。

3月11日

また、不登校となったきっかけと考えられるものに、いじめを除く友達関係をめぐる問題や、本人に係わる問題等もあります。このようなきっかけで学校に来れなくなった児童・生徒に対して、学校側が教育相談員や適応指導教室の指導員と連携しながら、該当の児童・生徒の気持ちや保護者の理解や同意をもらいながら、適応指導教室への入級を勧めています。そして、そこで社会性を身に付け、今年度もほとんどの生徒が学校復帰を果たすことができています。

このように、平成17年度に適応指導教室ピープを開設し、学校に行けなくなった児童・生徒の学習の場として、そして自信や社会性を取り戻し、学校復帰をさせる場として重要な役割を担ってきました。

今後も、不登校児童・生徒の対応につきましては、十分な配慮、指導をいたしてまいりたいと考えています。

次に、宇佐養護学校の高田方面からの通学の確保とその後について、ご答弁申し上げます。

障がいをもつ児童・生徒の宇佐養護学校への進学について、土谷議員や保護者の方々の自宅からの通学が可能となるスクールバスの確保をしてほしいという熱い思いが県教委を動かし、現在行われている県議会に、そのための予算が計上されていると聞いています。

教育委員会といたしましては、議員や保護者の方々の精力的な活動に感謝申し上げるとともに、今後とも、宇佐養護学校への進学を希望している児童・生徒が安心して通学ができ、十分な教育が受けられるよう、県教委を始め関係機関に働きかけを行っていきたくと考えています。

次に、給食費の滞納に対する対応についてご答弁申し上げます。

議員ご質問の、給食費未納問題が社会問題となっており、マスコミでも採り上げられ、本市議会におきましても、何度となくご質問をいただいていたところであります。

当市での18年度の給食費滞納者数は、2月21日現在20名であり、全体に対する未納者数の割合は1パーセントであります。未納者の中には、本当に払えない人と、払う能力がありながら払わない人がいるということも聞いており、特に、後者の規範意識の欠如が喫緊の課題となっています。

教育委員会といたしましても、年度当初に給食費

が食材の購入にあたること、未納があると学校給食の実施も危ぶまれること等を記した文書を保護者に配布して、給食費納入のお願いをいたしています。

しかしながら、未納も生じており、学校から納入を促す文書を送付し、さらに3ヶ月の滞納が生じますと、給食センター所長名で督促状を送付したり、管理職や担任等が家庭を訪問し、納入の働きかけも行っています。

また、未納のまま卒業しても、督促状を送付することを学校給食運営協議会の中で決定し、納付の勧告を行っています。さらに、各学校のPTAに対しても納入への働きかけをお願いいたしております。

このような学校の粘り強い取り組みと、社会問題となった影響からか、未納者も減少しております。先程も述べましたように、給食費の未納は道徳的にも、公平性においても、許されることではありません。教育委員会といたしましても、学校やPTAと連携を取りながら未納ゼロを目指して取り組んでいく所存でありますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

議長(中山田健晴君) 商工観光課長桑原茂彦君。

商工観光課長(桑原茂彦君) 土谷議員の北部中核工業団地の現状と今後の展開についてのご質問にお答えいたします。

議員ご案内のように、現在、北部九州におきましては、トヨタ、ダイハツを始めとする自動車産業や、キヤノンに代表される精密機器産業が集積しております。このような中、大分北部中核工業団地には、平成11年に、誘致企業第1号であります株式会社TRI大分AEが、キヤノン関連の事務機器用精密部品製造を開始して以来、株式会社協和製作所や株式会社東プラスチック・エンジニアリング、さらに株式会社カムがキヤノン関連企業として進出をいただいております。

また、ダイハツ九州の中津市への進出に伴い、平成17年度に株式会社東陽九州と株式会社ヒロテック、平成18年度には株式会社浅野歯車九州、平成19年度には株式会社サミットスチール大分、株式会社九州ケミカル、株式会社北田金属工業所、さらに株式会社TRI九州と株式会社東海化成九州などの自動車関連企業8社が進出をいただき、非常に活況を呈しております。

今後、工場の増設等で従業員の増員が予定されるなど、地域活性化に大きく貢献いただけるものと思っています。

次に、株式会社九州ケミカルの排水に関するご質問についてであります。大分北部中核工業団地は、自然環境との調和、地域社会との融和を図りながら、地域に開かれたニュー・インダストリアルパークを目指して整備されています。そのため、高幅員の幹線道路や上下水道など、質の高い公共施設が完備されています。しかしながら、公共下水道処理水の放流先が閉鎖性海域となっており、工場排水等の排水基準も非常に厳しい基準が設定されています。特に当該企業につきましては、特定事業場となっており、除外施設の設置が義務付けられています。

よって、この企業の排水を、下水道法に定められている基準に基づき水質検査を実施したところ、いずれの数値も基準値を大きく下回る検査結果の報告をいただいているところでございます。

今後におきましても、定期的な水質検査の実施を指導していくことといたしております。

なお、中核工業団地等に立地していただく企業につきましては、市との間に公害防止協定を締結していただき、万全の措置を講じた上で操業していただくことといたしております。

次に、進出企業による地域社会への影響についてですが、企業が進出していただくことにより、本市の地域経済の浮揚はもとより、ものづくり産業の集積拠点の整備が進んでまいります。そのことにより、さらに産業構造に厚みや広がり生まれ、活力ある豊後高田市づくりに弾みがつくものと考えています。

また、平成11年に進出していただいた、株式会社TRI大分A Eが本年10周年を迎えましたが、従業員のほとんどが地元豊後高田市や周辺からの採用であり、定着率も高く優秀な人材が集まったと会社より高い評価をいただいているところであります。

また、進出していただいた企業におきましては、市主催のイベントへの積極的参加や各企業主催による納涼祭の開催などを通じ、市民との交流や融和に向け取り組んでいただいております。

このように、企業が進出することにより、地域経済の発展や雇用の場が創出され、地元との連携の強化さらには地域活性化に多大な貢献をしていただいております。

次に、工業団地の優位性、利便性、将来性についてであります。大分北部中核工業団地は、非常に精度の高い工業団地であり、特例団地の指定を受けております。したがって、進出された企業は、緑地面積等を考えることなく、区画を有効活用する

ことができます。また、今後東九州自動車道が整備されることにより、県内の精密機器産業や北部九州の自動車産業を結ぶ連結点として重要性が高まり、新たな産業フィールドとなるものと考えております。

次に、立地企業に対する支援についてのご質問であります。大分北部中核工業団地に立地していただいた企業に対しては、企業立地の促進奨励金として、用地取得費に対する10パーセントの補助金や工業用水の使用に対する補助金の交付などの支援をさせていただいております。

また、税制の優遇措置として3ヶ年の固定資産税の課税免除を行っております。さらに人材確保についても市で独自に就職説明会を開催するとともに、U・Iターンを希望する方に求人情報をメール配信するなどして、従業員の確保に努めているところでございます。

以上でございます。

議長（中山田健晴君） 土谷 力君。

10番（土谷 力君） 再質問になるのか、要望になるのかわかりませんが、第1番目の北部中核工業団地の件でございますけれども、いままで市民の方に、ぜひ子弟の方に高田市に帰って生活していただきたい。そうすれば一人暮らしにならないで済むじゃないかと、そういうことを何度もお願いし、また地方交付税の関係もあるし、一人でも多くの方が高田に住んでいただくということで、お願いをしましりました。そのたびに言われたことばが、「高田で働く場所がないじゃねえかい、帰ってえけど帰られんのじゃ」というふうに言われておりました。

先般、正月でしたか、帰ってきた方の2、3人にお声がけをさせていただいて、一応市内に雇用が創出されてるんで、受けてみたらどうか、ということをお願いしたら、2人の方が3人の方が無事に帰って来られて、そしておじいちゃん、おばあちゃんは、「子どもが帰って来んじゃったんじゃけど、孫が帰ってきてくれた。」誇らしげに私に言ってお礼を言っていただきました。これはもう大変いままではなかったことで、雇用の創出というのは、地域または一人暮らしの問題、親子の関係、いろんなことについて大変いい効果が出てるんだなと思っております。

大変この点については、いままで一生懸命でやられてきた議会の人、また執行部の方々のお骨折りで雇用が創出されたと喜んでおります。その点については感謝を申し上げます。

3月11日

それから、立地企業への支援についてでありますけれども、いま、私どもの地元で言われているのは、従業員の住宅の問題がありまして、住宅の土地の取得とかいろんなことについても目配り、気配りをさせていただければ大変ありがたいなと思っておりますので、要望しておきます。

それから、不登校の問題でございますけれども、私の知り合いの方に不登校の方がいらっしゃいまして、そして今、麻生のほうにいま通ってるわけです。麻生のほうに行ってるんですけども、どうも通学するのに大変だと。おじいちゃんが送り迎えしてるんですけども、高田の一部分、犬田のところまで連れて来てくれるけど、それまでは送り迎えしなきゃいけないとか、そういういろんな関係で、今日お聞きしましたら、ピリブというような制度があって、ということなんで、ぜひ、そういう麻生のほうまで行って指導教室に入ってる人たちにも、教育指導員の方々が指導に当たっていただいて、いい方向で話をさせていただくわけはかないかな、その点はちょっとお伺いしておきたいんですけど。ちょっとその点をお伺いします。

議長（中山田健晴君） 教育庁学校教育指導室長 早田義司郎君。

教育庁学校教育指導室長（早田義司郎君） 土谷議員の再質問にお答えいたします。

いま、出された問題であります。当該校のほうに連絡をとってみますと、保護者ともですね、何回も話をしております。そして今回のケースは、保護者の方がですね、宇佐市の麻生にあるフリースクールのところを見つけてきて、そしてここに行かせたいということであったそうであります。

しかしながら、現在でも週に1～2回、担任が家庭を訪問したり、電話をしたりいたしまして連絡をとって、そしてさらに、ピリブのほうでは、月に1回、ピリブの活動の様子をプリントとして配布しておりますので、その様子を保護者にも伝えまして、近いですから、こちらのほうにどうですかというような働きかけも現在行っているところであります。

以上です。

10番（土谷 力君） 終わります。

議長（中山田健晴君） 一般質問を続けます。

1番近藤紀男君。

1番（近藤紀男君） 1番の近藤紀男です。通告に基づき質問を行わせていただきます。

まず初めに、新火葬場の建設についてであります。先程の安達議員の質問と関連する部分があると思いますが、よろしくお願いをいたします。

新火葬場建設については、昨年12月議会の冒頭、先程市長からお話ありましたが、市内小田原地区の農免道路沿いの山林を候補地として取り組んできたが、隣接する地区住民の同意を得ることができずに断念をしたとの報告がなされてきたところがあります。

約10年前ですか、私も相次いで両親を病気で亡くして、現在の施設で火葬に付したのですが、すでにそのときから施設の老朽化が激しく、いまの時代にこんな施設もあるのかと思ったほどであります。今回の質問に際し、改めて火葬場に行ってみました。施設や設備の傷みが一層進んでおりまして、一刻も早い新火葬場建設を望んでおりますが、しかしながら、この施設はどうしても周辺住民の迷惑施設との印象を拭えず、建設候補地が二転三転として、今日に至っているものと思っております。

新火葬場建設に際しての法規制の対処や、許可、取得はともかくとしまして、近隣の住民の皆さんの理解を、また同意をいかに得るにかかっていると思っておりますし、たとえ小規模集落であっても、住民感情を無視して事は進められないと思っております。

担当課を始め、執行部皆様のご苦労は大変なものがあると思っておりますが、しかし、今回、新たな候補地を選定し、本年1月、地区住民の説明会等を開催し、取り組まれている箇所は、森池ノ本、そして佐野平原、そして小田原倉谷境界付近の農免道路沿いの山林とされておりますが、昨年断念を余儀なくされました候補地から、先程もご答弁ありましたようにわずか数百メートルしか離れておりません。現在の候補地は、小田原地区の境界を越え、森と佐野にかかっているものの、昨年12月に断念をした経緯を考えますに、たとえ最適地であったとしても、こうした近隣の住民皆様の理解を本当に得られるのかと、疑問に思っている次第でございます。

そこで、3点ほどお尋ねをいたします。

まず1点目として、今回の候補地となった箇所の選定の経緯、そしてまたその理由についてお尋ねをしたいと思います。

2点目として、森、そして佐野、そしてまた小田原地区での説明会を開催したとお聞きしておりますが、その状況についてお尋ねをいたします。

最後に、現在取り組まれております候補地の今後の対応についてお尋ねをいたします。

2点目としまして、次にケーブルテレビ区域外再送信の問題であります。

当初心配されておりました、ケーブルテレビの加入率が70パーセントを超えたと昨日もご報告がありまして、ここに至るまでは大変なものがあったと思いますし、関係者皆様や職員皆様のこの間のご努力に、まずもって敬意を表するものであります。

ケーブルテレビの再送信問題につきましては、昨年7月と10月、そしてまた本年に入っては、シリーズで1月24日から26日まで大分合同新聞で掲載されておりまして、少なからず関心を持っていた方も市民の中におられると思っております。

再送信の問題は、昨年の3月、大分県内の民間ケーブルテレビの会社4社が、福岡県内の民間放送局4社のデジタル放送による再送信の同意を求めて、総務大臣に裁定を申請をしまいいりました。

以降、同意するよう求めました総務大臣の裁定に対して、今度は福岡の民放4局が、その同意の撤回を求めて異議を申し立てするなど、ケーブルテレビ区域外再送信問題がこれまで大きく報じられてきましたけれども、その決着のありようでは、本市のケーブルテレビ事業に大混乱を来すだけに、その動向が注視をされておりまして、本年3月の市報で、問題となっております。こうした再送信の同意について、福岡県民放5局の全局から正式に同意を得られたとの記事が市報に掲載されており、本当に良かったと、まずは私も安堵しているところでございます。

そこで、3点お尋ねをいたします。

1点目は、まだ新聞等での発表もされておられませんし、異議申し立てに伴う審理には2年ないし3年かかると、以前新聞で見ましたけれども、短期間の中で再送信がどういった形で同意を得られたのかをお尋ねをいたします。

2点目として、福岡放送局全局の同意を得たとはいえ、本年6月からの本市の放送開始に間に合うのかどうかをお尋ねをいたします。

3点目としまして、福岡民放5局すべてから同意を得たとの記事が、今月の、先程申しましたけど、市報に小さく掲載されておりましてけれども、一体どれくらいの市民がこのことに気付いてくれるのか、少し気がかりに思っております。市民の中には、この問題の決着を待って加入を考えている方もおられると思いますし、またすでに加入している方の中に

も、どうなるのか心配されていた方もおられると思います。このことをもっと大きく広く市民にアピールする手立てが必要ではないかと考えますが、見解をお伺いします。

4点目として要望しておりましたけども、加入料や宅外工事費免除期間と今後の取り組みにつきましては、昨日の議案質疑でもご答弁がありましたので、割愛をさせていただきます。

次に、3点目として、教育現場でのフッ素化物の洗口についてであります。

2003年1月の14日、厚生労働省は各都道府県知事に対し、虫歯予防のためのフッ化物洗口ガイドラインについてを配布しまして、4歳から14歳までを対象とする教育現場での集団フッ素洗口を推奨しております。フッ素洗口につきましては、その有効性、安全性について意見が分かれ、医療機関の専門家を始めとして、諸団体や保護者の中でも賛否両論があり、いまま物議をかもし出しているのが現状であります。

大分県でのフッ素洗口は、今日まで実施されておりませんが、本年2月3日、大分県や大分県歯科医師会、宇佐高田の歯科医師会等の主催で、宇佐市のウサノビアで第6回フッ素市民公開講座が開催されてまいりました。後援の中には、県の教育委員会、学校保健会を始めとして、医療機関、行政、マスコミ、放送関係、PTA関係など、合計25団体もの後援があり、その中に、本市や本市教育委員会等も名前を連ねておりました。また、本年11月には、こうした全国大会が大分市で開催されると聞いておりますし、いよいよ大分県にもフッ素洗口の波が押し寄せてきているのではと危惧をしておるところでございます。

フッ素洗口は、フッ化ナトリウムを安全に薄め、約1分間口に含んでうがいをするものですが、いくら安全に薄めるといっても、フッ化ナトリウムは劇薬指定を受けている薬品であり、年端のいかない子どもたちが誤飲する可能性は否定できないと思っております。また、フッ素が遺伝子に影響を及ぼさないという証明も未だ明らかになっておりません。保護者の中でフッ素洗口を希望する方がおられれば、保護者が付き添い、最寄りの歯科医で適切な処置をしてもらうのが妥当ではないかと思っております。

いくら国が推奨しているからといって、教育現場にこのような医療行為を持ち込むことは、容認すべきではないと考えておりますが、教育長の見解をお

3月11日

尋ねたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

議長(中山田健晴君) 市長永松博文君。

市長(永松博文君) 近藤議員のご質問の内、ケーブルテレビ区域外再送信の問題につきまして私からお答えさせていただきます。

先程、ケーブルテレビの加入率70パーセントを超えたということに対しましてのおことば、職員また自治会の自治委員さんを含めて、私からもこのおことばにありがたく思う次第でございます。ありがとうございます。何としてでも100パーセントに向かってやはりやっていかなきゃならんという覚悟はしております。

ご質問の地上波テレビ放送の再送信につきましては、議員ご質問のとおり、本市のケーブルテレビ事業の命運を左右しかねない非常に重要な問題でございました。このため、事業に着手した平成18年度当初から、県と協議するとともに、県内の民放各社と接触をまいりました。地上波テレビ放送が、アナログからデジタルへの移行にあたり、デジタル放送の区域外再送信につきましては、日本民間放送連盟の見解もあり、福岡民放各社はもとより、県内民放3局も、早急な対応は困難であるとの見方が示されておりました。

このような中、日田市内のケーブルテレビ局におきまして、福岡からの再送信同意がなされ、これに対応するように、大分県内の民間ケーブルテレビ局4局が、福岡民放4局に対しましてデジタル放送の再送信同意に対する総務大臣裁定の申請を行いました。その結果、再送信裁定がなされましたが、このことに対しまして福岡民放4局が、撤回の異議申し立てを行ったことは、新聞等で大きく報道されたところでございます。

本市は、大分県と連携をとりながら、継続的に県内外の民放局との協議を進めてまいりました。本市では、市内ほとんどの地域において家庭用のアンテナで福岡のテレビ放送が見られることや、福岡との文化、生活面での地域的なつながりが、先に区域外再送信の同意を得ました日田市と類似していることを主張してまいりましたところ、福岡の民放各局より、今回の総務大臣裁定の再送信同意問題とは別枠であるという認識をいただきました。

その結果、地元大分県内の民放3局の承諾があれば、同意について検討を進めるとの回答がありましたので、県内各局に再送信同意のお願いに出向いて

まいりましたところでございます。お陰さまで、昨年の12月末までに、大分民放3局との協議が整い、福岡民放の区域外再送信に対しまして承諾をいただきました。それを受けまして、本年の1月に、福岡民放5局に対しまして、私が出向いて、区域外再送信の要請を行い、1月末より2月の初旬にかけて、同意をいただいた次第でございます。

その他のご質問につきましては、教育長並びに担当課長に答弁させますのでよろしくお願い申し上げます。

議長(中山田健晴君) 教育長都甲桂一君。

教育長(都甲桂一君) 近藤議員の学校現場でのフッ化物洗口についてのご質問にお答えいたします。

歯の健康は、食事や歯磨き等の生活習慣と密接な関係があり、児童・生徒が将来にわたり健康で生き生きとした生活を送るためにはとても重要なことであります。文部科学省から出された平成18年度学校保健統計調査によりますと、12歳における永久歯の虫歯数は、全国平均で1.71本に対し、大分県では2.8本となっており、予防策を講じる必要があります。この虫歯予防の一つにフッ化物洗口があります。この使用については、学会でも意見が分かれるほど様々なご意見があります。

先般、宇佐市で開催された研修会では、フッ化物洗口についての研修が行われましたが、教育委員会といたしましては、保護者や学校関係者等にフッ素に対する知識を高めていただきたいと考え、開催に対する後援を行ったところであります。

今後につきましては、学校現場へのフッ化物洗口問題について、学校現場や保護者、さらに学校医、学校歯科医等と協議をしてみたいというように考えています。

以上でございます。

議長(中山田健晴君) 市参事兼環境課長水江義和君。

市参事兼環境課長(水江義和君) 新火葬場の建設についてお答えいたします。

新しい火葬場建設候補地の選定理由につきましては、先程市長より安達議員にご答弁いたしましたとおり、地域のご意見、ご要望など勘案しながら、住宅地からの距離、使用する道路の状況や各葬斎場からの移動時間、土地の形状や周辺環境など考慮して、適地であると判断し、選定してきたところでございます。

次に森、佐野、小田原地区での説明会の状況につきましては、建設候補地の選定理由、進入道路の現

況、周辺環境への影響など、多くの皆様より貴重なご意見をいただいたところでございます。

今後の取り組みにつきましては、近隣の火葬場の現地視察を今月末に、森、佐野、小田原地区住民の方々を対象に計画しているところでございます。地区住民の皆様にあ状を見ていただき、ご理解とご協力をいただけるよう取り組んでまいりたいと考えています。

以上でございます。

議長（中山田健晴君） プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

プロジェクト推進課長（中嶋栄治君） ケーブルテレビの区域外送信問題についてお答えを申し上げます。

現在、宅内工事の実施に伴い、地上波放送を含め、自主放送以外の番組の試験放送を行っております。また、再送信同意書には、単年度更新のものもありますので、次年度の更新手続きの準備を行っておりますところでございますが、特別な課題はございませんので、6月の本放送開始には何らの問題もございません。

次に、再送信同意の周知方法についてでございますが、先程申し上げましたように、すでに福岡の民放各局の再送信を行っておりますので、実際に視聴されている方もありますが、今後、加入促進活動の中で実施してまいりたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

議長（中山田健晴君） 近藤紀男君。

1番（近藤紀男君） 再質問になりますが、要望という形になるかというふうに思います。火葬場の建設に際しましては、ご答弁いただきましたようにクリアしなければならぬ大変難しい問題がやっぱり山積をしておると思っております。

安達議員の質問の中にありましたけれども、私も昨年10月宮崎県の日向市と広域で運営している国富町の火葬場を、安達議員も一緒に会派研修で視察に行っていました。いずれも近代的施設で、煙も臭いも感じさせないすばらしい施設でありまして、双方とも建設に際しては、豊後高田市と同じようにですね、新たな候補地を選定をして作業を進めておったんでありますが、候補地の地域住民の猛反対を受けて、やむなく既存の施設を稼働しながら、隣接地を買収し建設を図ったとお話がありまして、私もこのことの難しさを痛感してきたところであります。

前回の候補地であった小田原地区の倉谷トンネル付近の近隣の住民の皆さんは、昨年暮れ、「これですよやく年が越せる」と安堵していたとお話、そういうお話をお聞きしております。それだけに、今回のことでは大きなショックを、ショックと不信感を抱いているのではないかと、私はそのように感じております。また、これまでの説明会の状況を私なりに地区の方々に聞いてまいりましたが、なかなか厳しいものがあるというふうにも感じております。

ご答弁にありましたように、近隣住民皆様へのさらなる理解を求める努力、そのことを重ねていくことが重要であると思ひますし、そのうえで、地域住民皆様の意見をもとに今後の対応について執行部を始め、火葬場建設候補地選定委員会等で再度ご検討していただきますよう要望いたします。

次に、フッ化物の洗口についてであります。

すでにご承知とは思いますが、フッ素化洗口を全国で一番実施している県は新潟県であります。そして全国で1番に児童・生徒に虫歯が少ない県も新潟県であります。また、全国で2番目に児童・生徒に虫歯数が少ない県は、広島県であります。広島県はフッ素洗口は全く実施しておりません。歯磨きの仕方、家庭での糖分など菓子類の摂取の仕方など指導していると聞きしております。

本市におきましても、子どもたちの虫歯予防のための指導をしていると思ひますが、まずはこうした広島県のような指導方法に力を注いでいただきたいことと、疑わしきは実施せず、教育現場にこうした医療行為を持ち込まない、このことを要望して私の質問を終わります。

議長（中山田健晴君） 一般質問を続けます。

5番山田秀夫君。

5番（山田秀夫君） 5番山田秀夫でございます。通告に基づき一般質問を行います。

まず、児童扶養手当制度の改正についてであります。母子家庭が自立した生活を送ることを支援するため、子育て支援、就労支援、養育費の確保策など、総合的な施策の展開が進められています。この一環として、児童扶養手当についても制度を改正し、平成14年8月から適用となっております。

最近、特に離婚が大変増えています。これに伴って、母子家庭も増加しています。女性が一人で子どもを育てながら、働き、子どもと共に生活をするために必要な収入を得ることは大変なことだと思われまます。児童扶養手当制度は、このような母子家庭の

3月11日

生活の安定と自立を促進するために設けられた制度であります。

これが、改正により全部支給月額4万2,370円と一部支給月額2万8,350円が、今回は全部支給と一部支給の所得の限度額が変わり、一部支給の手当額については、所得に応じてきめ細かく定められています。そこで、当市の児童扶養手当の状況がどのようになっているのか、まずお尋ねをいたします。

次に、政府は2008年度から、児童扶養手当の支給期間が5年を超える場合、手当の見直し、最大半額まで同手当が減額されることとなりますが、当市において対象になれる方がどれくらいおられるのかお尋ねをいたします。

次に、母子家庭の就業支援事業についてであります。

母子家庭への児童扶養手当を減らす、その代わりに、厚生労働省が力を入れているのがこの事業であります。母子家庭等の経済的自立のための就労支援では、より良い就労に向けた能力開発に力を入れ、就職に結びつく確立の高い内容の講習を重点的に実施するようになっております。

一つ目は、ホームヘルパーなどの講座を受け、資格を取った場合に、費用の4割、昨年10月からは2割になっておりますが、そういう支給をする自立支援教育訓練給付金。二つ目は、看護師など2年以上かかって資格を取る際に、12ヶ月を上限に、最後の3分の1期日は毎月10万3,000円を支給する高等技能訓練促進費。三つ目は、母親を正社員で雇った企業に30万円の助成金を出す常用雇用転換奨励金等の3事業を厚労省は母子家庭等対策総合支援事業費として、2006年度自治体へ助成金19億を計上しております。

当市においては、この3事業の各々の実施状況がどのようになっているのか。また、今後どのように推進していくのか、具体的な対策についてお尋ねをいたします。

次に、学校と保護者のトラブルについてであります。

学校と保護者の間に発生したトラブルをどう解決するか、教育現場が抱えてきた長年の課題が、最近では、理不尽な苦情を繰り返すモンスターペアレントと呼ばれる親の出現で、悲鳴を上げてる学校が全国的に急増しております。

担任の先生を替えてほしい、相手の子が悪いのに

えこひいきをしている等、たった一人のモンスターから毎日かかってくる電話にうんざりしている。どんなに丁寧に対応しても聞く耳を持たない。同じ苦情を繰り返し担任も落ち込んでしまい授業に挑む顔も覇気がない。一人の親のせいでクラス全員に迷惑がかかる。どうにかならないか。保護者の対応に追われる実態は、文部科学省が昨年実施した教育勤務実態調査でも明らかになっております。

小中学校の教職員約4万6,000人を対象に実施、この中で、保護者や地域住民への対応が増えたと感じる教員は、とても感じる、わりと感じると合わせると、小学校で74.9パーセント、中学校で70.6パーセントに上っております。当市においても例外じゃないと思われませんが、その実態を教育委員会はどのように把握しておられるのか。また、その対応をどのようになされておられるのかお尋ねをいたします。

次に、学校外部評価制度の導入についてであります。

信頼される学校づくりを進めていく上では、各学校における教育活動等の状況について、適切な評価を行うためのシステムを構築して、教育の質を保障し、学校の情報を積極的に公開して、説明責任を果たしていくことが重要であります。

平成17年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」では、今後さらに学校評価を充実していくためには、学校、地方自治体の参考に資するような大綱的な学校評価ガイドラインを策定することが必要との指摘がなされております。

そこで、文部科学省では、平成18年3月に、義務教育諸学校における学校評価ガイドラインを全国の教育委員会、学校等に配布し、学校評価の改善・充実に向けた取り組みが進められております。

大分市教育委員会は、新年度から、学校運営に外部評価を一層反映させるための市内の小中学校ごとに委任している学校評議員が、学校を評価する制度を導入することと決めております。学校ごとに校長が行っている内部評価の内容と、学校評議員に公開して再評価をしてもらうことで、地域の意見を学校運営に反映されやすくするのがねらいだと思われませんが、内部評価に市民の視点が加わることで、校長の意識改革を促す効果も期待されております。

大分市では、各小中学校が地域住民を対象に独自のアンケート調査を実施したり、懇談会を開いて運営状況について意見交換するなど、学校ごとに外部

評価に取り組んでおります。地域に根ざした学校運営を推進するために、学校評議員制度等有効活用しております。教育指導課は、外部評価を充実させることで学校の自立性が高まることを期待しているとしておりますが、当市の状況と外部評価制度の導入についてどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

1回目の質問を終わります。

議長（中山田健晴君） 教育長都甲桂一君。

教育長（都甲桂一君） 山田議員の教育問題2点にわたりますご質問にお答えいたします。

まず、学校と保護者のトラブルの対応についてでございますけれども、議員ご質問のように、理不尽な要求や苦情を繰り返すモンスターペアレントと呼ばれる親の存在が、全国的に問題となっています。大分県下でも、小雨の中で運動会が実施され、子どもが風邪を引いたその治療代を払えや、遠くから祖父母が運動会を参観しに来たが、雨で延期になった。その分の滞在費を払え、さらに夜遅く何時間も電話で苦情を述べる等々、以前では考えられない要求や苦情が報告されています。

本市におきましても、わが子の成績の不振や生徒同士のトラブルを学校や担任のせいにする電話が数時間にわたって頻繁にかかるや、教師のわが子への指導や対応への苦情等、2、3の事例を把握しています。このような電話を受けた教職員は、議員ご質問のように、睡眠不足となり、かなりの苦痛を感じたようですが、校長を始め同僚からのアドバイスや支えにより、毅然とした態度で職務を遂行しています。

このような対応につきましては、一人の教師が要求や苦情を抱え込むのではなく、校長を中心に、学校全体で対応しているところであります。また、内容によっては、教育委員会も共にその対応に当たっています。

先に述べましたように、県下でも多くの理不尽な要求、苦情が学校に寄せられているといった実態から、昨年12月26日には、中津教育事務所管内の管理職を集めてのクレーマーへの対応研修会が開催されました。また、当市においても、毎月の校長会の中で、教育相談員から保護者への対応についての指導も行ってきました。要求や苦情の中には、学校や教師が真摯に受け止めなければならない内容もあり、まず、相手が何を要求しているのか、不満に思っているのかを見極めることが必要です。そして理不

尽な要件であれば、毅然とした対応をとる必要があります。

教育委員会といたしましては、各学校が理不尽な要求や苦情に対しては、学校組織として対応するとともに、保護者との連携を一層緊密にした学校運営が行われるよう、今後も指導してまいりたいと考えています。

次に、学校外部評価制度の導入についてお答えいたします。

外部評価とは、各学校が評価するいわゆる自己評価の客観性を高めるとともに、教職員と地域住民、保護者が、学校運営の現状と課題について共通理解を持ち、協力することにより、教育活動その他の学校運営の改善が適切に行われるようにすることを目的として行われるもので、議員ご質問の外部評価の導入については、すでに平成18年度から各学校で実施いたしております。

その実施方法は、各学校で学校評価委員会を作り、どんな項目、内容で評価してもらうかを決定し、教職員、保護者等にアンケートを実施します。そのアンケート結果及び分析したものを学校評議員等に公表し、評価をいただくものであります。このようにして得た外部評価は、学校だよりや地区の回覧板等で保護者や地域の方々に公表されるとともに、各学校では、今年度の学校運営や教育活動を総括し、来年度の学校経営方針や教育活動の計画に活かしていく資料として活用しているところであります。

さらに、今年度から、河内中学校の学校運営協議会、コミュニティスクールが本格実施に入り、保護者や地域の方々が学校運営に参画し、地域に根ざした学校運営を実施しているところであります。来年度からは、新たに草地小学校でもコミュニティスクールの設置に向けた取り組みを行う予定であり、今後も保護者や地域の声を反映した学校運営がなされる方策を行ってまいりたいと考えています。

以上でございます。

議長（中山田健晴君） 子育て・健康推進課長安東良介君。

子育て・健康推進課長（安東良介君） 児童扶養手当についてお答えします。

児童扶養手当制度は、児童を養育している母子家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給するものでございます。

本制度につきましては、平成14年の児童扶養手

3月11日

当法の一部改正により、所得制限額の見直しや児童扶養手当の支給開始日から5年を経過した受給対象者に手当の一部支給停止が導入されるなど、母子家庭の自立を推進することが明確されたところでございます。

手当の一部支給停止につきましては、本年4月より激変緩和措置がとられることとなり、就労している方、就労意欲のある方及び職業訓練中の方などに対し、一部支給停止の適用を除外できることとなりました。受給資格者が5年未満、5年満了月の翌月以降において、就労等により一部支給停止適用除外事由に該当する場合は、市へ届け出をすることにより、いままでどおり支給されることとなります。

これにつきましては、2月末現在、本市の児童扶養手当支給資格者162名中、一部支給停止の適用対象者66名について、就労等の紹介をしているところであります。その回答により、なお一部支給停止に該当する受給資格者につきましては、面接等により状況把握を行い、就労相談などを重ね、適正な指導を推進してまいりたいと思います。

次に母子家庭の就業支援事業についてでございますが、本制度は母子家庭について、自立、就業に向けた総合的な支援を目指すものであり、母子家庭への就業支援策が図られることとなっております。

まず、1点目の自立支援教育訓練給付金事業につきましては、本市では平成18年度より制度化し、母子家庭の母で自立意欲があり、教育訓練の講座を受講し、主体的に就業能力の開発に取り組む者が教育訓練の受給のために支払った費用の2割、ただし、対象者一人当たり10万円を限度とし、4,000円を超えない場合は支給しないこととなりますが、訓練給付金として支給する制度であります。平成20年2月末日までに4件の問い合わせがあり、そのうち1件が現在手続きを検討中であります。

2点目の高等技能訓練促進事業につきましては、本市では平成18年度より制度化し、母子家庭の母で就業の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格を取得する方の生活の負担を軽減し、資格取得を容易にするため、そのカリキュラム修業期間の3分の1の期間、これは12ヶ月を上限としますが、月額10万3,000円を訓練促進費として支給する制度であります。平成20年2月末日までに2件の問い合わせがあり、申請までには至っておりません。

3点目の常用雇用転換奨励金事業についてでございますが、母子家庭の母を短期間の有期雇用労働者として採用後、常用雇用した事業主に対し、一人当たり30万円を給付する制度であります。母子家庭への直接支援ではないため、本市では実施しておりません。

なお、平成20年度より、有期契約労働者の雇い入れの改善策として、中小企業の事業主が有期契約労働者の正社員への転換制度を創設することとなり、母子家庭だけを対象とした本制度は、平成19年度限りで廃止となります。

本市における母子家庭の生活支援事業といたしましては、現在、県下に先駆けて実施しているひとり親を対象とした食育や健康の研修会、その親子を対象とした夏休みの工作づくりや体験学習などの子育て生活支援を始め、ひとり親家庭医療費助成制度、母子・寡婦福祉資金貸付金事業などの経済的支援、通信教育や専門教育機関への受講料助成などの修業支援など、各種事業を通して母子家庭の相互の親睦、交流を図り、親子間の絆と家庭生活の安定及び支援を図っているところでございます。

今後につきましても、これらの母子家庭自立支援策を充実させるとともに、母子自立支援員等による相談体制の整備などさらに推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

議長（中山田健晴君） 山田秀夫君。

5番（山田秀夫君） 再質問を行います。

まず、5年を超える場合の手当の見直しについてでございますが、いま、課長から答弁がありましたように、一部支給停止適用除外事由に該当する場合は、市に届ければ一部停止が除外されると答弁されましたね。その除外される期間ですかね、どれぐらいの期間が除外の対象になるのか。また、この部分は市に提出すればですね、だれがその状況を決定されるのか、まず、それについてお答えを願いたいと思います。

次に、母子家庭の就業支援事業についてでございますが、いま答弁がありましたように、なかなか就労の件数が少ないようにあります。これはもう全国的にそういうふうになっております。個々に抱える悩みがですね、多様化して進まないのが現状であります。

そこで、岡山県です。笠岡市では、母子家庭や父子家庭ですね、父親のほうの父子家庭が抱える育児への不安や経済的な悩みなどに応えるためにです

ね、「ひとり親家庭なんでも相談」というのを始めておられます。これは、一つは経済的な苦しさ、子育てをしながらの就職する難しさ、父と母の役割が求められる不安、情報不足による孤独感など、ひとり親の悩みは計り知れません。

ただ、仕事があるための、平日の日中に相談に向くのが難しかったり、ひとり親以外でも集まる相談会では気おくれがする人も少なくないと言われております。笠岡市では月1回日曜日に行っておりますが、本市としてはこのような取り組みは考えられるのかどうか、お尋ねをいたします。

次に、学校の保護者のトラブルの対応についてですが、いま、教育長の中では、保護者まで含めてこういう悩みを解決したいと答弁されましたが、一部の親や住民からですね、学校に寄せられる理不尽な要求をどう対応するかということで、静岡県はですね、保護者等の対応相談員制度をスタートされております。学校の責任の枠を超えるようなクレームや常識外れの要求を組織的に対応することとしております。対応の柱は、専門的な相談員、ここは退職された校長先生が非常勤としておられて、法的な問題については、顧問弁護士と相談して対応しているという方法であります。

佐賀市ではですね、枠を広げて学校へのクレームや子どもたちの問題行動と対応する専門家チームを整備しております。保護者からの意見も多様化、複雑化していることに加えて、いじめや不登校、暴力など児童・生徒に関する問題などを早期解決するために、学校問題サポート事業を立ち上げております。

専門家チームは、医師や弁護士、警察官、大学教授、臨床心理士の5人で構成をしております。対応が難しいクレームの処理のほか、学校でけがをしたとき、先程教育長も言われましたが、けがの損害賠償など、法的な問題や指導をしても暴力が続いているケース、発達障害児への対応など想定しておりますが、このような他市のケースがございますけれども、教育長としてこういうふうなものはどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

議長（中山田健晴君） 教育長都甲桂一君。

教育長（都甲桂一君） 再質問にお答えをいたします。

本市におきましても、先程申し上げましたように、理不尽な要求や苦情はございますけれども、校長を中心とした学校組織といたしまして対応できる範囲のものでございますし、そのほかに、いま、議員が

らご指摘がありましたようないろいろな対応につきましてもありますけれども、現状では、学校長を中心とした学校組織の中で解決できるというような状況でございますし、一層校長それから学校教職員の指導等に心がけてまいりまして、そのような対応をしていきたいというように考えているところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（中山田健晴君） 子育て・健康推進課長安東良介君。

子育て・健康推進課長（安東良介君） 山田議員の再質問にお答えします。

児童扶養手当の一部支給停止適用除外の認定審査につきましては、本市の窓口において実施をし、その有効期間は通常1年間でございます。届け出によりそれが適用除外事由に該当すれば、その時点の次に到来する7月までは、手当の減額はされずに支給されることとなります。その後、引き続き当該事由に該当している場合は、毎年8月の現況届と同時期にその旨の届け出をし、1年ごとに順次更新されていく制度となっております。

なお、一部支給停止の適用除外事由の審査につきましては、面接等により十分な状況把握を行い、適正な認定を行うとともに、様々な情報提供や就労相談を重ねて行うなど、適切な指導にも努めてまいりたいと思っております。

また、先程ご答弁で申し上げました、父子家庭を含むひとり親世帯を対象に実施している、各種研修や体験学習などの家庭生活支援事業につきましては、対象者の皆さんが参加しやすいよう日曜日の事業開催を心がけております。その開催日には、担当職員や母子相談員も出席し、同時に各種相談にも応じているところでございます。

今後も、各種事業の啓発や相談しやすい環境づくりに尚一層努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

議長（中山田健晴君） 一般質問を続けます。

22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） 日本共産党の大石であります。あと20分ありますので、午前中ですね、質問をしたいと思っております。

私は、いつものように、市民から寄せられた声を採り上げまして、通告に基づいて質問をしたいと思っておりますが、課題がたくさんあるだけに、答弁のほう

3月11日

はですね、市民が聞いてよくわかるように、簡潔、明確な、一つひとつに対して答弁を求めていると思います。質問についても、なるべく趣旨がわかるように努力をしてみたいと思います。

最初は企業誘致の問題であります。昨日、今日と何人かの議員からも指摘がありましたので、私は、一つは、雇用の実態と正規社員の雇用を促進する問題について質問したいんです。

ご承知のように、中核工業団地はあと3区画になるまで企業の進出が決まったということで、そのことばだけ聞けば、なかなか企業誘致ができなかったけれども、経済情勢の変化でこういうことになったかということだと思うんですけども、ただ、企業がそれぞれ張り付いたからというだけで、糠喜びはできないと思うんです。いわゆるそこで働く市民の皆さんが、企業の直接雇用いわゆる正規雇用として雇われてまともな賃金をもらっているかどうかです。

自民党・公明党政権によって繰り返されてきました労働法制の規制緩和によりまして、いま大きな社会問題になってるように、全国的には、低賃金、無権利の労働者が増え続けて、非正規の職員、非正規雇用の職員は3人に1人とされています。また、年間収入が200万円未満の労働者が1,023万人、労働者の22.8パーセントに上っていると言われています。

市長は、これだけ企業が次々進出しているけれども、その進出してる企業の雇用実態を掌握してるんでしょうか。進出企業の直接雇用、正規雇用、何人おるんでしょうか。また、派遣、請負その他それぞれの雇用実態、何人おるのか企業別に明らかにしていきたいと思います。

そして、派遣労働など全く無権利状態の低賃金で働いているあるいは社会保障も充分ないそういう労働者を救済していくために、その労働者の所得を増やして市民税も税収増やしていくためにも、あるいは豊後高田に住み着いて定住化を図っていくためにも、こういう派遣労働者などを直ちに正規雇用へ切り替えてもらう必要があると思うんです。

かねて、市長は、私の質問に対してそういう働きかけをするという約束をしたことがあります。今後、引き続きこの正規雇用を促進するために、企業に働きかける考えがあるかどうか、市長の見解を求めます。

次が、政府に対する問題なんですけれども、この問題を根本的に解決していくために、それは国の法

律を変えなければなりません。安定した雇用と人間らしく働けるルールの整備、国民の暮らしを支えるためにも、いよいよこの法の抜本的改正が求められています。労働者派遣法の抜本的改正と最低賃金を引き上げるなどの法整備ですね、まさに人間らしく働けるルールの確立、労働者の雇用と権利を守るために、市長は政府関係機関に働きかけるべきだと思いますけれども、市長の見解を求めます。

三つ目は、誘致企業により市の税収が若干増えるということで記者会見で発表したために、一部の新聞でそう報道されました。そのために、多くの市民から「大石さん、企業が来たから市税が増えたちゅうじゃないかえ」と、「我々の税金少し下がるんかえ」と、こういう質問もあります。よって、あなた方の言う平成20年度はですね、前年度に比べてどれぐらいこの企業の進出に基づいて税収が上がるというように試算されているのか、明らかにしていきたいと思います。

次が、商工観光問題についてであります。

昭和の町につきましても、昨日から縷々議論がありましたので、私は売り上げを伸ばす問題について1点は質問したいんです。

ご承知のように、平成13年度から昭和の町の事業に取り組んでまいりまして、観光客では年間30万人を超えるところまで、まあ奇跡が起こるというように市長言っていましたけれども、豊後高田市に全国から訪れています。日本共産党の全国の市議会議員や、あるいは私とこの関係者も、随分視察に見えておりますけれども、問題なのは、30万人の方がね、観光客として豊後高田を訪れても、どれぐらいな消費をしているのか、観光消費というのはどれぐらいなのか。昭和の町と掲げた看板の店、その他の既存の商店街でいわゆる観光客ゼロだったこの商店街から30万を超える観光客になったことによって、どれぐらいの商店街、8商店街の売り上げが伸びたというようにあなたは掌握されてるんでしょうか。伸ばせば、これは市の税収にも大きく影響を及ぼすと思うんでね、ありがたいことなんですけれども、私の聞くところによると、ほんの一部の店はね、それは恩恵を受けたけれど、あとはですね、宣伝倒れでなかなかそうでもないという声もありますし、逆に、観光客が増えたために、既存の豊後高田市民の客が減ったために、売り上げが減ったという声も聞いています。これでは大問題だと思うんです。

だから、その実態、今後、実態を明らかにしてい

く。今後ですね、この地元商店街での売り上げを伸ばすためにどうしていくのかね。特に、大型店が次々進出しまして、大型駐車場を持ってるということから、どうしても市民の足がそこに止まります。これからですね、大型店のお客さんを既存の商店街に戻すというのは、努力は並大抵ではないと思うんですが、そういうことも含めてですね、どうするのかね、明らかにしてもらいたいと思います。

二つ目が、玉津商店街の活性化対策についてであります。

昭和の町の事業が始まって7年が過ぎましたけれども、私の知る限りでは、玉津商店街で助成を受けて空き店舗対策、修景事業など取り組んだのは、わずか2件だと思うんです。その2件ともが、実際に補助事業を受けて店舗を改装したことによって、幾分でも店の収益が上がるようなことになってるか、実態そうになってないと思うんですね。

昨日の答弁では、まだ引き続き昭和の町の店舗を増やしていくというように説明されておりましたけれども、いま、玉津の商店街を見ましてね、実態からみまして、それに飛びつくような状況ではないと思うんですね。何をやるうとも、もう人通りがもうほとんどない状況になっています。私が議員になって以来ですね、一番大きかったのが、大型駐車場がないためにね、玉津商店街へ来ないということで、桂小川の上にコンクリ張ろうとかいろいろ検討したことがありましたけど、できないまま来ましたが、いまでは次々と歯抜け状況になってますね。店をたたんで空き地になるような状況までなっております。

よってですね、最初予算上では、今回玉津側の県信の跡に4,000万ほどかけてあの建物を改装するという予算がつかましたけれども、その裏にですね、20台ぐらい駐車できる広場があるんですけども、やはり本当に市長が玉津側の商店街の活性化のことを考えるんならば、もう買収して登記が終わったのは去年の12月ですから、もう我が豊後高田市のものになったんだから、どうぞ駐車場として、商店街の駐車場として使ってくれと、市報などでもね、市民に知らせてですね、公的駐車場が玉津側にもできたんだから、大いに駐車場も利用して玉津側で買ってくれという宣伝もね、できたと思うんですよ。それやってないじゃないですか。

あるいは、あの建物も豊後高田市のものになったんならば、今度改修するというけれどもね、トイレ

が使えない状況なんだから、トイレだって直ちに改修するとかね、早急にこの県信跡地の有効活用についてね、もう少し深く検討し、実施をすべきだと思うんですけども、その点、玉津側活性化対策をどう考えてるのかお尋ねします。

次が、観光問題なんですけれども、昭和の町には30万を超える方が訪れることになったと言うのが、一方で、富貴寺だとか熊野磨崖仏等など、豊かな自然や恵まれた文化財など、この歴史的資産を活かした観光地は逆に観光客が激減をしております。富貴寺での私なりに実態調査をしてみますと、多いときには22万人の観光客がありました。今年1年間は10万人を切る状況になり、最盛期の半数以下になっているわけでありまして。この点をどうみるのかね。

せっかく商店街に訪れた観光客を、やっぱりこの歴史を誇る、この歴史的遺産を活かした郊外の観光地に足を運んでもらう、豊後高田市の素晴らしさを見てもらう、食べてもらう、泊まってもらう、お金も落としてもらう、そういうことにもっともっと力を入れるべきじゃないかと思うんですけども、市長の見解を求めます。

次は、農業問題であります。

米に限って質問をしたいんですが、昨年の米価は、もうこれ以上米づくりを続けられないというほど異常な水準まで米価が大暴落をしました。政府は国民の怒り批判の声を受けて、当座の米価の下落対策をとりましたけれども、それは十分なものではなくて、逆に政府は何と言ってるか。米価が下落したのは、米の過剰作付けにあると、さらに減反をやろうとしているわけでありまして。

今年度は、飯米農家を含む全稲作農家を対象に10万ヘクタールの生産調整や減反をやろうと。やらなかったらペナルティを復活してやるんやと、ここまでできていますが、これではもう自民党の農政は困ると、今度の選挙は自民党には投票しないぞと、こういう怒りの声が大きく広がっています。

よってですね、この米価、豊後高田の場合ネギとかいろいろありますけれどもね、米づくり農家の経営を守るためにどのように考えているのか、市長の見解を求めます。

次は、火葬場についてであります。

いま、2人の方から火葬場の質問があり聞いておりましたけれども、何とかですね、一刻も早く新しい火葬場を市民が利用できるようにしてもらいたい。市長も努力されておりますけれども、引き続きさら

3月11日

に努力をしてほしいためにですね、3点質問をしたいと思うんです。

1点は、これまで、市長は海が見える場所がいいということで、最初に真玉の旧、現在ありますあの火葬場の周辺ね。2箇所目は、あの粟島様のところね、国道の横。3回目は、今度の小田原の広域農道の横と。最も適地ということであなたが選んだんですけれども、それぞれ断念をせざるを得なかった。この3回目の断念は非常に早かったね。打ち上げたと同時に断念を議会で発表したんです。

ここでね、断念をしたことは結構です。断念したことを問題にしてるんじゃないんです。断念をせざるを得なかったことから、なぜそういうことになったのが深く反省をする。総括をしてもらって、今後適地を選んだら、ここぞと決めた以上は、やっぱり地域の皆さんの理解や協力を得るためにどう活かしていくのか、ここが一番問われるんです。失敗は成功の基です。あなたは、3箇所最も立派だと、議会と相談したわけでもなんでもない。ほんの一部の人とは相談してるようですけどね、これが反発になったようですけども、我々と一切相談なかった。でも、あなたはそこを選んだんですよ。それを断念したんです。それも勝手に断念したんですよ。そこから何を教訓を引き出して、次の新しい用地選定に活かそうとしてるのか、そこを聞かせてもらいたい。市長の口から聞かせてもらいたい。

二つ目はね、いま3番議員からね、いまの佐野と森の境のところね、あそこは適地であるけれども、千部の方が最適地だと、最適地のために何とかならんかという質問がありましたけどね、市のほうは、いま選んでおるところで、小田原、佐野、森と。宇佐と中津の施設を視察させてね、何とか協力してもらおうという、なんですかね、段取りのようなんですけれども、二つ目に聞きたいのは、安達議員は千部のほうが最適地と言うんだけどね、その私はどちらか判断つかないんですよ、私はね。地域の住民の皆さんが近いところからね、あるいは道路のこととか考えたら、最適地というのはどうかと、私は思いますけどね。

問題、聞きたいのは、あなた方が用地選定委員会まではかって決めたんですけども、千部も対象に考えてみて、千部よりは今のところのほうが適地なんだということになったのか、いやもう千部なんか全く頭になかったということなのか、そこだけ聞いておきたいんです。私のところに随分、千部ではどうと

か、いよいよなれば千部ではどうかという声がありますよ。私なんかよいとは言えません。押し付けるわけいきませんからね。あなた方は対象にしたのかどうか、検討の対象にしたのかどうかを聞きたいんです。

3番目に聞きたいのは、今後大いに努力をしてもらいたいんですけども、目処としてですよ、目処ですよ、なるかならんかは、そら地元の皆さんに協力してもらわなければならないわけですよ。あなた方の目処としては、いつまでに新しい火葬場を造り完成させて、市民はいつから利用してもらうように考えるのか。せめて市長の任期中、もう本当1年しかないんですけど、任期中には完成できるのかどうかね、それを聞いておきたいんです。

前の倉田市長も、懸案事項、懸案事項ち、毎回毎回議会で言いながらとうとう辞めてしまった。今度永松市長もできんまんま辞めてしまったとね、いうことになりがちなのでね、私は最後の仕上げとしてね、この1年以内にやってもらいたいと思うんですけど、どうなのか、市長の見解を求めます。

次は、市営住宅の問題ですけども、全国的に問題になっております暴力団の銃撃事件の問題などありましてね、まず、大分県議会で、県営住宅については、暴力団員が入居できないように規制措置を講じることになりました。今度は、続いて大分市もそれを、大分市だったですかね、やろうとなりましたけど、豊後高田でも、もう宇佐でもやることになりました。宇佐は6月議会で提案しますけれども、豊後高田でもそういう条例を制定すべきでないかと思いますが、どうですか。

次は、幼稚園の授業料の減免制度であります。

このことは、去年の6月議会で私が指摘をし、是正することを約束させたと思うんですけども、今年度19年度は、とうとう是正できないまま、今日を迎えています。

文部科学省は、今回、また保護者の経済的負担を軽くするためにということとね、少子化対策の一環として、さらに補助基準を拡大しまして予算を提案して、まだ予算審議がちょっと中断しておりますけれども、いうことになりましてね、大幅に幼稚園の子どもを持つ親にとっては、低所得者にとっては負担が軽くなる制度、市が申請すれば、3分の1国から助成してもらう制度が確立されることになりました。

よって、もう時間があんまりなくなるので、私か

ら述べないけれどもね、これをいつから実施する考えなのかね、やっぱり私は昨年してきたんだから、遡ってね、19年度からやってもらいたいんだけど、どうしてもできなければね、この20年度にはね、やっぱり年度初めからやるという、所得が確定するのは6月だからね、そら8月ぐらいの申請になるかと思えますけれども、20年度は絶対やるんやと、文部省の基準どおりやるんだということを確認してよいかどうか。

次が、防犯灯についてであります。

田染の跡地区から田染小学校や中学校に通う通学路、それから国道213号線の恵比須橋から高田高校入口、農協の入口のところ、それから界のほうから来縄に抜ける広域農道の千部の辺の周辺ですね、非常に交通量が多くなりましたし、あるいは通学道路でもあるわけなので、こちらのほうはね、通学道路などありますので、やっぱりそういうところについては、早く防犯灯を造ってくれという多くの方々の強い要望があります。

これは県の管理してる道路ですから、県に要求してそういうところについてはできないのか。いま、歩道工事やっていますから私も要求してるんですけど、なかなかほげないんでね、市長からもそういう危険箇所について防犯灯を県が造ってくれというように要求できないのかどうか、これは、高田が特別にお金がかかるわけじゃありません。市長の政治姿勢の問題です。

それから二つ目はですね、他市を調べてみますと、それぞれ市が直接防犯灯を設置をする、あるいは市が助成するという方法をとっています。いま、新豊後高田市これとっていませんので、やっぱ必要な箇所については、防犯灯の設置を促進する意味で、何とか市独自の助成措置を講じるようにすべきだと思いますが、見解を求めます。

3番目は、御玉橋はもう見てわかるように、相当の照明灯が明々と点いています。ところが、一番商店街のど真ん中にあります桂川、桂橋ね、これはもう昔造ったものですから、27年前造ったものですから、当時の設計では街路灯なくてよかったけれども、倉田市長がですね、これじゃいかんと、玉津側と高田側を結ばないかんちゅうことでね、橋の真ん中に400万ほどかけて、全体で400万ほどかけて街路灯を造りましたけど、いまは、市長の命令で切っています。電気料がばからしいからということなんでしょうか。同じ市民でありながら、御玉橋と

桂橋なんでこげえ違うんか、そんなに電気料まで節約せないかんのかと、他に辛抱することがあるんじゃないかと、市民の声です。市長そのことどう思いますか。

次が、同じように、この御玉橋から恵比須橋までの間にずっと、当時県道でしたからね、これも私も随分議会で議論をして、当時の建設課長が県土木に要請してですね、とうとう、ほんなら県道だからちゅうことで、県の予算で街路灯を全部造ったんですよ。立派なものですよ。いま見てください。一丁越しに全部消されています。何でこうなったんか、いえ電気料節約するためだと。必要だから造ったものが電気料節約、不公平じゃないですか。ほかのところはどうなんですか、ほかの街路灯は、全部点いてますよ。真玉の中でも、国道から真玉温泉までゼーンぶ、旧町が造りましてね、いまは市が電気料も全部管理費も全部市が払ってますよ。それは一晩中点いてますよ。玉津商店街が寂れる寂れると言いながらね、何とかしたいと言いながら、電気は一丁置きに切ってしまった。全国回ってもこんなところありますか。何なのか、これは直ちに助成すべきだと思いますが、見解を求めます。

時間が下がりましたからね、同和問題については、もう1のところは省略、取り下げます。

2のことで一言で、宇佐・国見高規格道路の建設に躍起になってはいますけれども、おそらくこれはできないと思ってますけれども、そこに力を入れるよりは、もっともっと消防車や救急車が通れないような未改良道路が市内にたくさんありますけれども、そこにこそ力を入れてもらいたいと思うんですが、この生活道路の現状と今後の対策についてお尋ねします。年次計画など作ってですね、生活道路の改良こそ急いでもらいたい。

最後に、その一方、市長の周辺はですね、相当これもやっぱり、市長にやっぱり何ちゅうんですかね、一物持ってる人から私に電話があるんかもしれませんが、大石さん見て来てください」と、私見に行きました。「この前こそ、市長の家ん周りだけ市が改良工事やったに、またやり替えよるで」と、「同じやり替えるのなら、なんで最初からやらんやったんな、おかしいなー」ちゅうことでね、見に行ったら、今度のは県土木へ行って調べてみたら、今度のは県工事のようなんですね。しかし、県工事でやってくれるんならば、最初からやってもらえばね、市も金を出さず、県も金を出さずようなことをしなくてね、

3月11日

その分まだ未改良の工事が、改良工事進んだと思うんですね。市長の周りだけ特別扱いかという批判があります。このことについてどう答えますか。そういうことのないようにね、やっぱり公費の無駄遣いがないように県と市が連携プレーをとってもらいたいと思うんですが、どうなのか聞いて、1回目の質問終わります。

議長(中山田健晴君) しばらく休憩いたします。

午後 0時06分 休憩

午後 1時00分 再開

議長(中山田健晴君) 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

教育長都甲桂一君。

教育長(都甲桂一君) 大石議員の幼稚園授業料の減免制度についてお答えいたします。

今年度は、現行の条例で対応していきたいと考えていますが、来年度につきましては、4月に国の補助基準の改定が行われますので、それを受け、国の補助基準も入れた減免制度を実施していきたいと考えていますので、ご了承をお願いしたいと思えます。

以上でございます。

議長(中山田健晴君) 商工観光課長桑原茂彦君。

商工観光課長(桑原茂彦君) 大石議員の企業誘致問題についてお答えいたします。

議員ご質問の誘致企業の雇用実態と正規社員雇用の促進につきましては、誘致企業全体で約1,400人の方が雇用されております。その中で、会社の運営上や作業効率等の関係から、一部非正規社員で対応を行っている会社もあることはお聞きいたしております。しかしながら、各企業ごとの雇用状況につきましては、把握いたしておりません。

市といたしましては、一人でも多くの市内出身者や地元の方を正規社員として採用していただけることが、従業員の生活の向上、さらには定住人口の増につながることであり、市の活性化を図る上においても重要なことと考えております。そのため、今後も引き続き正規社員として雇用していただけるようお願いしてまいりたいと考えております。

また、労働者派遣法の抜本的改正と最低賃金の引き上げなど、労働者の雇用と権利を守るために政府に働きかけるべきではないかということにつきましては、正規社員雇用も含め、国もその方向に向かっていると思っておりますので、国の動向を見守っていきたくて考えております。

次に、商工観光対策についてのご質問の内、昭和の町の今後の取り組みについてお答えします。

これまで、昭和の町につきましては、昭和の店の拡大、昭和ロマン蔵の整備、アーチ看板等の景観統一の推進、そして各種イベントなどに取り組み、多くの観光客にお越しいただくようになりました。それと併せて、平成17年度からは、地域提案型雇用創造促進事業として、個店の魅力アップのための研修なども実施してまいりました。

こうした状況の中、商店街の中では民間ベースでの新商品開発の動きなども出てきております。基本的には、各個店の商品販売額を増加させるためには、その個店の自助努力が最も大切だと考えておりますので、今後につきましても、中心市街地活性化基本計画に基づき、各種事業を着実に実行し、町の魅力を高め多くの観光客にお越しいただくよう取り組んでまいりたいと考えています。

次に、玉津商店街の活性化につきましては、高齢者をターゲットとした町づくりへチャレンジするため、旧大分県信用組合の建築物をその拠点施設とすべく予算計上いたしております。具体的な活用方法につきましては、昨日の中山田議員のご質疑にご答弁申し上げましたように、元気な高齢者向けのサービス事業の実施等、管理運営に民間的手法を用いることも視野に入れて、現在検討しているところでございます。

次に、この施設の裏手の土地につきましては、施設活用事業が確定するまでの間は、これまでと同様に、玉津商店街に来られた方に広く活用していただきたいと考えております。なお、市報等で周知することについては、現時点では考えておりません。

また、トイレのみの先行した整備は、ビルの管理、防犯上の問題もございますので、困難でございます。

次に、豊かな自然とめぐまれた文化財などを活用した広域観光の推進についてでございますが、議員ご質問のように、本市には古代の仏教遺跡や中世の農村風景などの文化遺産とともに、奇岩、岩峰の山の風景や、リアス式海岸と遠浅の干潟が存在する海の風景など自然景観にも囲まれ、これらは有力な観光資源であると言えます。

観光振興計画の中でも、こういった観光資源を有効活用する千年ロマン構想として採り入れ、モデルルートの策定や体験観光の設定、旅行者、マスコミへの宣伝活動などを盛り込んでおり、それに沿って取り組みを進めてまいりました。

しかしながら、観光客ニーズの変化を受けた、拝観観光に対する観光客離れや団体観光客の減少などから、富貴寺、真木大堂、熊野磨崖仏など、これまでの主要観光地の入込客が大幅に減少している実態があります。観光都市としての振興を目指すには、これら主要観光地の回復を果たすとともに、様々な観光資源をさらに活用していかなければなりません。

今後の取り組みといたしましては、観光地を結ぶ新しい魅力ツールとしての、ボンネットバス導入による観光振興とともに、既存の観光地に対しても季節の花や樹木の植栽を呼びかけこれまであまり知られていない石仏、石像仁王などの宣伝なども加えた付加価値づくりに取り組み、魅力の増進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中山田健晴君） 税務課長河野清一君。

税務課長（河野清一君） 大石議員の企業誘致問題についての内、誘致企業による市税収入の影響についてお答えいたします。

大分県北部中核工業団地の誘致企業の平成19年度2月末現在の市税の調定状況で申し上げますと、個人市民税特別徴収分で866万5,000円、法人市民税で6,721万9,000円、固定資産税では、1億1,233万円の課税に対しまして、市税特別措置条例に基づく課税免除額4,937万8,000円を控除いたしますと、6,295万2,000円であります。

以上であります。

議長（中山田健晴君） 農林振興課長小野 彰君。

農林振興課長（小野 彰君） 大石議員の農業問題についてお答えいたします。

水田農業をめぐる情勢は大きく変化し、全国的な米消費の減少や米の需給調整対策の実施にもかかわらず、平成19年産米価は値下がりがいたしました。このため、国は米緊急対策を発表し、米価下落対策として政府米34万トンの備蓄購入等を行うとともに、今年度全国で10万ヘクタールの生産調整を拡大する、地域水田農業活性化緊急対策を実施しております。

この緊急対策は、20年以降転作面積を拡大して、麦、大豆、飼料作物等を5年間継続して作付けする農家に対しまして、転作交付金とは別に、一時金を交付するものであります。この対策による市町村への面積の割当等はなく、強制的に実施するものではありません。稲作農家の経営安定対策につきまして

は、国の米、麦、大豆の収入減少補てん等の支援を行います品目横断的経営安定対策への加入促進を図るとともに、当市の水田農業推進協議会が制定いたしました地域水田農業ビジョンに基づき、特別栽培など地域の特色ある売れる米づくりの推進など、稲作農家の経営安定に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（中山田健晴君） 市参事兼環境課長水江義和君。

市参事兼環境課長（水江義和君） 大石議員の火葬場建設についてお答えいたします。

火葬場建設候補地の取り組みでございますが、これまでの3箇所の建設候補地につきましては、地区説明会等を開催してまいりましたが、土地所有者や地域住民の理解を得られず、断念してきたことから、建設候補地に関する状況を詳細に分析し、慎重に対処しながら取り組んでいるところでございます。

次に、千部火葬場周辺での建設計画につきましては、先程市長が安達議員へご答弁申し上げましたとおり、現在計画しています建設候補地が適地であると判断していますので、年内の早い時期に用地取得を行い、早期着工、早期完成に向けてご理解とご協力をいただけるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

以上でございます。

議長（中山田健晴君） 建設課長奥田秀穂君。

建設課長（奥田秀穂君） 大石議員の市営住宅の入居基準について、暴力団の入居に対し規制措置を講じることについてというご質問にお答えいたします。

公営住宅における暴力団規制措置につきましては、昨年4月に町田市都営住宅において、暴力団員による銃所持立てこもり事件が発生し、公営住宅における暴力団関係者の不法不当行為等が全国的に問題となったところでございます。

こういった状況の中、国の公営住宅における暴力団排除についての通知を受け、大分県におきましては、平成19年12月の県議会で、県営住宅管理に関する条例の一部改正を行ったところであります。暴力団排除の方法につきましては、条例による規制のほかにも、入居申請時における所得証明及び完納証明の提出や、毎年の収入申告が義務付けられており、暴力団員にとっては、これらの手続きが困難であるという理由から、結果的に暴力団の排除につな

3月11日

がるという事実もございます。

しかしながら、本市におきましては、入居者及び市民の安心・安全のため、今後は6月定例会での条例改正へ向けて手続きを進めてまいりたいと考えております。

次に、街路灯、防犯灯についての質問でございます。通学路等の街路灯、防犯灯の設置促進についての質問にお答えいたします。

市内路線において、夜間における住民の安全と交通事故防止を図るため、通行上危険箇所と思われる交差点、横断歩道等につきましては、事故防止の観点から、必要に応じ、適切な照明施設設置に努めていくべきと考えております。

ご質問の県道等の箇所につきましても、現状を調査し、関係機関等に働きかけをしてみたいと思います。

次に、御玉橋と桂橋の街路灯についてお答えします。

御玉橋の街路灯につきましては、県道管理者であります県が管理をしております。桂橋の街路灯照明につきましては、夜間の通行度合いをもとに、必要かつ適切な照明施設の管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、御玉橋から恵比須橋までの市道の街路灯の照明についてお答えいたします。

御玉橋から恵比須橋までの市道玉津海岸線につきましては、県道改良に伴う移管協議がされ、平成12年3月に市道路線として認定し、管理をしております。当該路線の街路灯は、県道であった時期に、景観効果も兼ね相当数設置されており、市道全体の均衡を図る上で、また環境保全に配慮することから、平成18年末に、点灯の間隔を調整したものでございます。

しかしながら、本路線を始め、沿道、沿線主要道を利用し、健康保持の目的から、夜間及び早朝のウォーキング等を実践している市民の方々から、街路灯照明に係る要望もあることから、現状での街路灯照明を基本にするものの、必要な調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、生活道路の改良で、現状と今後の対策についてのご質問にお答えします。

道路は市民生活の利便、安全と地域の活性化を支える最も基本的な社会資本でありますので、生活道路の整備につきましては、これまでどおり過疎対策事業や地域再生計画に基づく道整備交付金事業、地

方道路整備臨時交付金事業を活用し、計画的に道路改良を進めてまいりたいと考えております。

なお、消防車、救急車の通行できない幅員の狭い路線とその延長であります。道路幅員からみて路線数では24、延長では約3,500メートルほどでございます。

また、宇佐・国見高規格道路の実現は、東九州自動車道とのアクセスによって高速交通ネットワークが形成され、広域的な産業、経済、文化の交流や豊富な観光資源の活用を見込めるものであり、本市浮揚のカギを握る最重点課題として今後も取り組みをしてみたいと考えております。

次に、事業計画についてのご質問ですが、事業計画につきましては、特に、県とは毎年度当初ははじめ、随時連絡調整を図ってきております。ご質問にありました梅ノ木地区の工事は、県による砂防ダム工事に係る作業道のための工事であります。当地区での市道改良工事は平成16年度に終了しております。その後、平成18年度に砂防施設の建設の事業採択を受け、今年度から事業実施をされてるものでございます。

今後とも事業計画執行に関しましては、県と連携を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中山田健晴君） 市民課長河野三男君。

市民課長（河野三男君） 大石議員の街路灯、防犯灯について、他市と同じように防犯灯設置助成制度を設け、希望する地区には助成し、設置を推進すべきではないかというご質問に対しお答えします。

防犯灯につきましては、自治会が設置し維持管理している電灯で、予算の範囲内において防犯灯維持費を補助しているところであります。先の12月定例会において大石議員にご答弁申し上げたとおりであります。ご理解をいただきますようお願いいたします。

22番（大石忠昭君） 市長の答弁あるかな。市長の答弁やってない。

議長（中山田健晴君） 質問を続けてください。再質問を始めてください。答弁あったと思います。市長の答弁及び執行部の答弁はあったと認めますので、再質問を始めてください。

22番（大石忠昭君） 議長の指示に従って再質問をいたします。

時間があと17分ほどになりましたので、簡潔に質問しますので、要領よく答弁を議長ささせていただきます。

きたいと思います。

最初の企業誘致のことで、雇用の実態と正規雇用の促進についてですね、促進については引き続き働きかけていこうという答弁でしたが、実態については掌握してないということです。それで、市長にお尋ねしたいんです。市長は、昨年9月議会で私が同じ趣旨の質問をしたときに、正規社員の雇用を促進するために企業に働きかけをするという答弁をしています。いつ、どのような企業に働きかけをして、その結果がどうなってるかもまだ掌握してないんでしょうか。掌握してれば、働きかけたことと企業と、その結果を明らかにしてください。

これは課長に今度答えてもらいたい。いまの答弁で、誘致企業約1,400人の従業員で、一部では非正規職員が雇用してる実態だと言われました。派遣職員を雇ってるところはそうたくさんないと思うんです。派遣職員に限ってですね、何社なのか、どの会社なのか、明らかにしてください。

それから、実態を掴んでないと言いますが、県のほうも実態を掴んでいます。国東の市議会でも同じ質問をしましたが、市長は、ソニーは正規職員何人、非正規何人、請負何人、その他何人というように答弁してます。あるいはキヤノンはどうじゃ、その他の企業についてはどうじゃという答弁をしています。豊後高田では、誘致企業に対して特別の助成金を出さず、水道料金についても助成をする、そのうえ、安い利息の資金を貸し出しをする、固定資産税も3年間免除するという優遇措置を与えています。それだけの優遇措置をしながら、雇用の実態も掴まないで市長よいのでしょうか。掴んでないことについて、市長の見解を求めます。

それから次、税金のことで税務課長はちゃんと答弁しました。これは立派な答弁で評価します。問題なのは、私が聞いたのはですね、新聞発表で、新年度予算で市税が伸びんだと言われたね。もう一度いいですか、一番聞きたいとこなんですかね、いま、個人市民税と法人市民税と固定資産税の数字がありましたね。私は個人市民税について聞きたいんです。個人市民税で、いまでは866万1,500円という数字が出ました。それでですね、企業については、労働者から市税を特別徴収する義務があります。市の職員でも全部給料から天引きする特別徴収をしますね。だから今のところをわかった範囲でいいですが、例えば一番大きいとこやったら400何十人働いているTRI大分ですね、ここで市のほうが手

間隙かけず企業のほうから何人分の税金を市民税という形で、この、いまの866万の内にですね、TRIからはどれぐらい人数と金額がわかれば、そこだけ絞らしましょう、あるいは、いや、その他もわかっておれば大体特別徴収ちゅうのは、あの企業の中で何割程度の人が特別徴収、あとは個人徴収なのかね。

それから課長に、商工課長に聞きますが、これまで資料が出されております、それぞれ中核工業団地の分でもいいんですが、その分、市内何人、市外何人とあるんですが、市内の中で全部住民票を高田に置いているというように確認してよいですか。高田に住んでるけれども、税金は高田に落としてないという方が相当数あるんじゃないですか。その辺どうなのか明らかにしてください。

次は、法の改正について市長にお尋ねします。国の動向を見守ると言いましたけれども、今度の国会に提案する予定がしてないんですよ。だからこれだけ企業誘致が進んでる豊後高田の市長が、法改正、抜本的改正を働きかけよという要求なんですが、市長、労働者の生活権利を守るために働きかける気はありませんか。市長の見解を求めます。

次は、昭和の町で縷々ありましたけどね、1点に絞りますと、いまの答弁では、何とかまだ観光客を増やすと言われたんです。私が聞いているのは、観光客が増えても、そのお買い物をする高田で商店に金を落とすような対策を何かあなた方として、店の自助努力じゃなくて行政としてなにか手助けはできないのか。それから既存の商店に対してですね、豊後高田市民の買い物減ったと聞いているんですよ。ここを増やすためにはどうするかと。ね、私は、これ、前倉田市長時代から問題提起してきたんです。いま宇佐がやってるように、お買い物券に対して3パーなりでも5パーなりでも市が、豊後高田市民が豊後高田の地元商店街で買い物する場合には助成してあげるとなれば、買い物する市民もよいし、買ってもらえる商店も潤うということになるんですね。同じ投資額1,000万にしる、2,000万にしる、それは両方が喜ぶことになりますので、そういうお買い物券に対する市の助成とかは考えられないのか。

それから、次が玉津商店街の活性化でね、いまの県道の跡地の問題も非常に大事なんだけど、デイサービスなど云々と言われたけどね、いつまでに改築を終わる考えなのかね。それまでトイレ使えないというけど、トイレはいつから使えるようになるのか。

3月11日

それから駐車場についてね、せめて玉津商店街駐車場というように看板あげてもらおうし、やっぱ市民に広くね、玉津側にも公営駐車場ができたというアピールをしてもらいたい、周知をしてもらいたいと思うが、それはできないのはなぜなのか。するべきだと思うんだけど、市長の見解。市長、玉津商店街のことを本気で思うんなら、それぐらいのことしてください。そんなに金がかかることじゃないでしょう。

それから、火葬場につきましても時間がないからね、とにかくあなた方が一刻も早く造るということですから、本当に英知を絞って、これはごり押しができないことですね、ごり押しをしたら駄目ですね。理解と協力をいただいて、やはり適地というなら適地をね、で建設するために努力してもらいたいと思うんです。もうそれで止めておきます。

それから、次は、幼稚園の授業料についてね、新年度から実施したいということなんだけど、いいですか、私が指摘した問題点をもう一回整理、前回指摘してることを申しますとね、私立についてはね、ちゃんと文部省の基準どおりに減免制度を設けてるんです。プラスそれ以外の方についても、一人1万円ずつの助成してますわね。公立につきましてはね、新豊後高田市では、幼稚園の授業料の制定の中で、2人以上については半額というふうにしてるわけよね、これを減免と思いついたわけよ、課長も含めてね。だから私とこは有利ですと言うたんでしょう。そうではないんだと。私、文部省に相当時間かけて意見聞いてみたらね、やっぱり私の理解が正しかったですね。そうではなくて、いわゆる1子目はこれだけの助成しますと、2子目はこれだけの助成します、3子目はこれだけの助成しますという助成の基準額があるわけよね。この基準額から見たら、3子目の方については、ほんのもう、1年間のほんのわずかで納めればよいとね、いわゆる市民税の所得割非課税世帯についてはね。そういうことになって、この3段階ならば、本当に生活が困難な方については、幼稚園の授業がぐっとね、2人目、3人目とさらに助成が受けられるんですよ。いままで我々は、文部省がずーっと2万円限度額でね、何十年間2万円限度額できたのが、それがね、変わってきたでしょう。7万何千円ももらえるようになったわけやからね、そのようにすると。

高田の場合どうなってるかといったら、そうじゃなくて、国の基準以外にも所得税を非課税じゃなくて課税世帯にも助成してあげますよと。まだ、とに

かくすべての人に助成しますよちゅうことになってるわけよね。これは、この分は全部丸々市民税なんですよ。一般財源でしょう。私の言う方法を採用すれば、国から3分の1助成が取れるので、そういうように要綱を作ったら、4月に遡って実施するということを確認していいですか。

それから、防犯灯についてですが、桂橋やそのこの市道については、若干修正することになりましてね、しかし、私は納得できないんですよ。いま、私の調査では、20箇所電源を切ったわけよね。20箇所切ったことによって、1ヶ月なりでもいい、1年間なりでもいい、どれぐらいのね、電気料が節約したというふうにあなた方は掌握してるのですか。

その電源を切るためにいくらお金がかかったというのか。桂橋にたった一本倉田市長が造ったものを切ってるわけよね、真っ暗なんですけれども、これで電気料が1年間でも1ヶ月でもどれぐらいかかるんですか。そんなに節約しなければならないほど市の財政が貧しいんですか。今回4億円も基金を貯め込もうとしているわけですから、金がないことないんですよ。姿勢の問題なんですよ。桂橋を造るけれども、今度新しく建て替えるけどもね、いまの桂橋と同じように、真ん中に点いてる電気は要らんちゅうことで、今度の新しい橋もそんなことになるんですか、そうじゃないでしょうか。馬鹿げた話じゃないでしょうか。だからそんなことがね、電気料の辛抱でね、そんなね、馬鹿げたことをやるんじゃないで、直ちに改めるというようにしてもらいたいと思います。

それからね、もう一つ、県の管理道路については働きかけるということですから、私どもも毎回県庁本部でやってる交渉でもね、引き続き要求してまいりますけれども、それ努力してもらいたいと思うんですが、もう一つは、それ以外の道路で例えば市長の居住しております梅ノ木地区とかね、大体東都甲が一番大きいようです。それから呉崎地区とかね、それから川原の地区の下のほうに新興住宅地ができました。旧地区にはね、前の助成制度あるいは九電が無料で付けてくれた制度など利用してできておるんですけど、新興住宅地にほとんどないんですよ。どこでもこれ問題になってます。そういう地域についてはね、何らかの方法で旧真玉や香々地が実施しておったような形で、やはり助成を少しでもしてですね、呼び水を与えるという方法で、暗くて危険地域については、何らかの方法で設置をさせる、その

努力をしてもらいたいと思うんですけれども、市長の考え方をもう一回聞いてですね、再質問を終わりたいと思います。

議長(中山田健晴君) 教育長都甲桂一君。

教育長(都甲桂一君) 大石議員の再質問にお答えいたします。

先程申し上げましたように、国の基準も採り入れた中で実施していきたいというように考えております。

以上でございます。

議長(中山田健晴君) 商工観光課長桑原茂彦君。

商工観光課長(桑原茂彦君) 大石議員の再質問にお答えします。

まず、正規雇用の働きかけでございますが、社員募集の折に、各企業の方に正規採用で採用していただきたいということをお願いをいたしております。また、協議会の中でも、できたら正規雇用でのお願いをいたしておるところでございます。

それから、派遣社員雇用の会社の数であります。先程企業の中で申し上げましたように、まだ把握はいたしておりません。ただ、企業の経営方針等もございまして、やはり今後は正規社員で雇用して、先程言いましたように、極力正規社員で雇用していただくようお願いはしてまいりたいと思っております。

次に、会社にいま働いてます方で、市内在住の方が住民登録をしてるかという問題ですけれども、会社からの報告で、私どもは市内の方ということで報告をいただいておりますので、市内に登録をしているものと思っております。

次に、地元の方を商店街に呼び戻す方策等についてでございますが、昨年お買い物券等をまた実施をいたしまして、これは旧豊後高田市で実施していただきましたけれども、さらに枠を広げながら、旧真玉町、香々地町でも使えるような形で取り組んだところでございます。これからもそういった商店街の有効な手助けできるような措置をこれからも研究してまいりたいと思っております。ただ、助成につきましては、現在のところ困難でございます。

それから、玉津地区の県信跡の完成の目処でございますけれども、この事業は平成20年度事業として実行しておりますので、いろんな面で協議が整いましてから工事にかかりまして、早期の完成に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

答弁漏れがございました。既存の商店街の売り上げの動向についてのご質問ですけれども、やはり観光客が、もう30万人を超えるような勢いがございます。そこに新たに働く方も100人を超えるような状況でございますので、私どもといたしましては、売り上げもそれなりに増加してるものと考えておりますのでよろしく申し上げます。

議長(中山田健晴君) 建設課長奥田秀穂君。

建設課長(奥田秀穂君) 大石議員の再質問にお答えいたします。

街路灯につきまして、電気代の額でございますけれども、一応当初18年の末に一応調整をいたしましたので、18年4月の電気代と19年4月の電気代を比較してみました。これによりまして15万4,400円の差額をみております。

それから、もう1点の街路灯の設置につきましては、先程申し上げたとおり、住民の安全と事故防止に適切な照明施設を配置すべきだという観点で進めていきたいという考え方でございます。

以上でございます。

議長(中山田健晴君) 税務課長河野清一君。

税務課長(河野清一君) 大石議員の市民税の特別徴収に関する再質問にお答えいたします。

個別の特別徴収義務者の市民税の納税義務者数等につきましては、特別徴収義務者との信頼関係もございまして、答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

(22番(大石忠昭君) 議長、市長に答弁させるべき、やってもらえませんか。議長として。)

議長(中山田健晴君) 答弁漏れがあるので、もう一回課長にやってもらいます。

(22番(大石忠昭君) いままで全部市長が答弁して、私だけ市長がせんてどういうことですか。差別じゃないんか。)

議長(中山田健晴君) 差別じゃありません。これは執行部が執行部として答えたことですから、指示に従ってください。

商工観光課長桑原茂彦君。

答弁漏れです。

(22番(大石忠昭君) なぜ答弁漏れ3回もあるんか。注意してください。)

商工観光課長(桑原茂彦君) 申し訳ございません。それでは答弁漏れお答えいたします。

駐車場としての周知の質問でございますけれども、先程ご答弁申し上げましたとおりでございますので、

3月11日

何とぞご理解をいただきたいと思います。

(22番(大石忠昭君) 周知をしないということかちゅうことなんよ。しないんですか、それは、行政として周知しないの。)

商工観光課長(桑原茂彦君) 現在のところ考えておりません。

(22番(大石忠昭君) おかしいんじゃないんな。それで市長、玉津を本気でやってるちゅうことになるんかえ。)

議長(中山田健晴君) これにて一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日から3月18日まで休会し、各委員会において付託案件の審査をお願いいたします。

次の本会議は、3月19日午前10時に再開し各委員長の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

なお、討論の通告は3月17日午後5時までに提出願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 1時41分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 中山田 健 晴

豊後高田市議会議員 後 藤 龍太郎

” 安 東 正 洋